



小矢部市内にお住まいを検討している方へ

～新婚世帯の結婚生活を応援します～



小矢部市では新たに婚姻した世帯に対し、婚姻に伴う経済的な負担を軽減することにより、結婚の推進及び市内への定住促進を目的として、新居への引越費用等を補助します。

小矢部市結婚新生活支援補助金

令和6年1月1日～令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯のうち、次の要件を満たす世帯

- 1 婚姻届を提出し受理された日における夫婦の年齢が、いずれも39歳以下であること
- 2 婚姻を機に新たに居住する住宅が小矢部市内にあること
- 3 夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること
※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得額から返済額を控除
- 5 市税等に滞納がないこと
- 6 過去に他市町村にて類似の補助金を受けたことがないこと
- 7 アンケート調査に協力できること
- 8 前年度に結婚新生活支援事業による補助の決定を受けた世帯であって、その受給額が、当該補助上限額に達しなかったもの

対象経費

<初回のみ申請可>

賃貸住宅契約時に支払った敷金・礼金、引越費用

<初回及びその翌年度に申請可能>

月々支払った家賃、共益費

※初回に交付を受けた年度の交付額が上限に達しなかった場合、その翌年度においてその差額を上限として交付します

※令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払いが完了したものに限り
ます。

補助額

1 夫婦ともに29歳以下の場合 上限60万円

2 夫婦ともに39歳以下の世帯 上限30万円

申請期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

申請方法

申請書に必要書類（※裏面参照）を添えて窓口へ

※申請書は市ホームページよりダウンロードできます。

お問い合わせ先

小矢部市 企画政策部 定住支援課

〒932-8611 小矢部市本町1番1号（本庁舎1階）

TEL 0766-67-1760 FAX 0766-50-9177 E-mail teiju@city.oyabe.lg.jp

1 補助金申請の手順

婚姻に伴う新生活準備等 (申請者)	補助対象世帯の条件を満たし、対象経費の支払いが完了した後に 申請が可能
↓	
交付申請 (申請者→市)	交付申請書兼実績報告書に必要書類を添付して、定住支援課へ提出
↓	
交付決定 (市→申請者)	申請内容を確認後、交付の可否を決定
↓	
補助金支払 (市→申請者)	ご指定の口座に補助金をお振込み

2 提出書類等

申請時に提出する書類は以下のとおりです。 ※必要部数はすべて1部です。

(1) 交付申請

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	小矢部市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書

(2) 各種証明書等

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
<input type="checkbox"/>	夫婦の所得証明書
<input type="checkbox"/>	住宅の賃貸借契約書の写し
<input type="checkbox"/>	納税状況等の調査を認める同意書（様式第2号）

(3) 対象費用の支払いを確認できる書類

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	住居費（敷金、礼金、家賃、共益費）・引越費用にかかる 領収書の写し ※支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額の記載が必要 ※夫婦が支払った経費が対象

(4) 該当する場合のみ

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し (返済額の証明書や通帳等) ※令和5年中に貸与型奨学金の返済を行っている場合 所得証明書をもとに算出した夫婦の所得から貸与型奨学金の年 間返済額を控除して所得額を算出します。